

2. 研究レポート

(1) 戦後における竹島問題

山陰の漁業者と韓国 ―沖合底曳網漁業を中心に―

藤井 賢二

はじめに

山陰とは、広くは京都府北部から山口県北部にかけての地域の呼称であるが、本稿では島根・鳥取両県を主に考察する。近現代における両県の漁業者と韓国との関係史を考える時、明治期の朝鮮半島への出漁、島根県（隠岐）人の鬱陵島開発、戦後の韓国による竹島不法占拠、1978年の竹島近海からの鳥取・島根県漁船の排除、1980～90年代の韓国漁船の山陰沿岸での操業問題、そして現在の新日韓漁業協定の暫定水域をめぐる問題、といった出来事に行き当たる。これらの論議はいずれも日韓両国民の感情を刺激しやすい事柄であるが、本稿では、1950年代から1960年代前半にかけて韓国が行った日本漁船拿捕の問題を整理し、さらに現在の島根・鳥取両県の漁業者と竹島問題との関わりを考察してみたい。

①山陰両県漁船の拿捕

韓国の日本漁船拿捕は1947年にはじまる。当時、連合軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP本稿では「総司令部」と略記する)による1946年6月22日付覚書「日本の漁業及び捕鯨許可区域」(SCAPIN-1033)により日本漁船の操業区域は制限されていた。いわゆるマッカーサーライン(以下「マ・ライン」と略記する)である。韓国(1948年の大韓民国政府成立以前は南朝鮮過渡政府)は、総司令部から権限を与えられていないにもかかわらず、マ・ライン侵犯を理由に日本漁船を拿捕した。日本の独立が近づいてマ・ライン撤廃が現実になってきた1952年1月18日、韓国政府は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」(李承晩ライン宣言)によって、東シナ海・黄海の好漁場を囲い込む形で日本漁船が操業できない区域を作り、その漁業資源を独占しようとした。1947年から旧日韓漁業協定が調印される1965年までに拿捕された日本漁船は327隻を数えた。次は島繁雄編『日韓漁業対策運動史』(日韓漁業協議会 1968年2月 東京)によるその県別内訳である(435～437頁)¹。

【表1】

山 口	長 崎	福 岡	佐 賀	島 根	鳥 取	愛 媛	鹿 児 島	兵 庫	静 岡	香 川	熊 本	大 分	徳 島
125	78	66	15	11	11	5	5	5	1	1	1	1	1

拿捕された漁船が多い県は、機船底曳網漁業や機船旋網漁業の根拠地のあった山口・長崎・福岡の三県で、佐賀県と島根・鳥取両県が同数の11隻でそれに次ぐ。

【表2】は、両県の漁港から出漁して拿捕された漁船の一覧である。島根県は、これに博多から出漁して1963年6月10日に拿捕された延縄漁船の美好丸(14ト、7人乗組み)と三宝丸(15ト、6人乗組み)を加えると11隻になる²。

¹1966～67年に農林大臣が行った全325隻の拿捕漁船認定による。『日韓漁業対策運動史』の記述に矛盾があるため山口県あるいは福岡県は実際よりも1隻多い可能性がある。

²那賀郡三隅町岡見漁業協同組合所属のこの2隻は6月6日に博多に集結して今期最後の出漁をしたところ(1963年6月15日付『石見タイムズ』)、済州島南東北緯32度東経127度10分附近で操

【表 2(1)】 [島根県]

船名	拿捕日(帰還状況) ³	事件概要
第1大和丸 第2大和丸 (沖合)	1954年11月9日 (船体没収・1958年 1月船員釈放)	第1大和丸は39ト、乗組員11人。第2大和丸は41ト、乗組員10人。「浜田漁港を基地とする機船底曳網漁船」。拿捕位置：対馬神崎西北西24㍊の海上。(1954年11月10・12・14日付『山陰新報』(松江)・『韓国に拿捕されたことにより受けた損害額』日韓漁業協議会1961年3月)
第3平安丸 (沖合)	1954年12月21日 (同上)	38ト。「浜田大型船連合会底引船」。乗組員10人。拿捕位置：対馬神崎灯台西方20㍊、農林222漁区。(1954年12月23日付『山陰新報』)
第1八束丸 (沖合)	1955年9月15日 (船体没収・1958年 4月25日船員釈放)	48ト。「浜田港を根拠地とする中型機船底引漁船」。「出雲船株式会社所属」。乗組員13人。拿捕位置：対馬西南農林222漁区。(1955年9月16・17日付『山陰新報』)
第6浜富丸 (沖合)	1956年4月18日 (同上)	48ト。「浜田市長浜の出雲船魚市会所属中型底引漁船」。乗組員12人。拿捕位置：農林223漁区。(1956年4月19日付『山陰新報』)北緯33度40分東経128度30分。(1956年4月21日付『石見タイムズ』)
第2東洋丸 (沖合)	1961年11月3日 (同年11月10日に 船体・船員釈放)	44ト。「浜田底引大型船組合所属」。乗組員10人。拿捕位置：農林222漁区。(1961年11月4・5・6・9・12日付『島根新聞』)
第2東洋丸 (沖合)	1962年5月13日 (船体没収、同年12 月8日船員釈放)	乗組員11人。拿捕位置：農林222漁区。長崎県対馬南端神崎北北西約28㍊。(1962年5月15日付『島根新聞』・1962年5月19日付『石見タイムズ』)
第8大成丸 (沖合)	1963年3月16日 (同年4月8日船 体・船員帰還)	49ト。「浜田港基地の底引き漁船」。乗組員12人。拿捕位置：対馬南端の西方約50キロ。(1963年3月17日付『島根新聞』・1963年4月13日付『石見タイムズ』)
第5清興丸 (沖合)	1963年9月19日 (同年11月5日に 船体・船員釈放)	46ト。「浜田港を基地とする大型船組合所属の底引船」。乗組員12人。拿捕位置：対馬南西21キロ。農林222漁区。(1963年9月21日付『石見タイムズ』・同『島根新聞』)

業中拿捕された(三隅町誌編さん委員会編『三隅町誌』(三隅町1971年2月)949頁)。釜山で抑留されたが同月21日に釈放され、対馬経由で船体・船員ともに22日に三隅に帰還した(1963年6月24日付『島根新聞』)。『島根新聞』の記事には次のような乗組員の証言がある。韓国海洋警察は李承晩ラインから5海里外で拿捕したと強引に主張し、以前に韓国船を助けたことがあると言ったが聞き入れられなかった。美好丸の甲板員は腕時計を盗られた、漁獲物のアマダイ25箱のうち12箱が没収され、13箱を釜山で売って煙草や米を買った。『三隅町誌』にはこの2隻が属していた「岡見船団」について次のような説明がある。「昭和の始め3屯から5屯の帆船8隻が対馬を基地として鰯の延縄漁業を行ったのが岡見船団のはじまりである。昭和11年の夏これらの船団は漁船を8屯乃至10屯の5人乗り組み動力船に切り替え、船数13隻となり対馬を基地として、秋はいか釣り冬は鯛を主体として延縄漁業を行った。この成績極めて良好であったので22年から24年にかけて更に漁船を13屯級の中型に改め基地を福岡県博多港に置き鯛の延縄漁業をはじめた。昭和35年時代のすうせいに応じ漁船を20屯級の大型に改め漁場を長崎県五島沖、あるいは朝鮮近海まで伸ばしレンコ鯛、アマダイ等の延縄漁業を行うに至りその漁獲も一隻当り600万円にも達している(926頁)」。³島根県編・発行『新修島根県史 通史篇3 現代』(1967年2月 松江 226頁)・浜田市誌編纂委員会編『浜田市誌』(浜田市1973年11月 浜田 763頁)・島根県漁船保険組合編・発行『島根県漁船保険組合50年史』(1980年10月 松江 169頁)による。

一方、鳥取県は11隻中10隻を特定できた。

【表2(2)】 [鳥取県]

船名	拿捕日(帰還状況)	事件概要
大繁丸 (以東)	1949年5月4日 (6月29日船員帰還、1950年3月17日船体返還)	33ト。機船底曳網(以東)。乗組員8人。岩美郡田後村。境港より出港。(GHQ/SCAP文書 ⁴) 38度線近くの朝鮮沿岸で漁をしていた所を拿捕される。墨湖で抑留。(藤井聞き取り)
美保丸 (以東)	1950年2月7日 (2月9日に船体・船員帰還)	30ト。以東底曳。西伯郡上道村。境港より出港。対馬比田港北東1時間半の位置で拿捕される。釜山で取調べられる。 (GHQ/SCAP文書(大繁丸と同じ))
第2強運丸 (以東)	1950年12月10日 (不明)	以東底曳。(『韓国に拿捕されたことにより受けた損害額』)
朝日丸 (以東)	1951年4月8日 (不明)	以東底曳。(同上)
第2強運丸 (以東)	1954年1月16日 (船体没収。4月20日船員帰還)	27ト。以東底曳。岩美郡東村。乗組員10人。境港より出港。韓国東岸注文津沖合20 [㍉] の38度線付近の海上で拿捕される ⁵ 。4ヶ月から6か月の刑でソウルで服役中に大統領恩赦で釈放。(1954年4月21日付『日本海新聞』(鳥取))
美保丸 (以東)	1954年4月9日 (船体没収。6月14日船員帰還)	30ト。以東底曳。西伯郡境町。乗組員10人。境港より出港。韓国東岸で拿捕。釜山で抑留。(1954年4月11・12日・6月14日付『日本海新聞』)
朝日丸 (以東)	1954年4月9日 (同上)	30ト。以東底曳。岩美郡東村。乗組員10人。境港より出港。韓国東岸で拿捕。釜山で抑留。(1954年4月11・12日・6月14日付『日本海新聞』)
第3天佑丸 (以東)	1954年4月9日 (同上)	30ト。以東底曳。岩美郡田後村。乗組員10人。田後港より出港。韓国東岸で拿捕。釜山で抑留。(1954年4月11・12日・6月14日付『日本海新聞』)
大福丸 (以東)	1956年9月29日 (11月12日に船体・船員帰還)	32ト。以東底曳。岩美郡田後村。乗組員9人。境港より出港。対馬北端から東北東40 [㍉] で拿捕。釜山で抑留されるが恩赦により釈放。(1956年10月2日・11月13日付『日本海新聞』)
日光丸 (以東)	1956年9月29日 (同上)	31ト。以東底曳。岩美郡田後村。乗組員9人。境港より出港。対馬北端から東北東40 [㍉] で拿捕。釜山で抑留されるが恩赦により釈放。(1956年10月2・11月13日付『日本海新聞』)

【表2】で明らかなように、島根県・鳥取県から出漁して拿捕されたのは機船底曳網漁船であり、島根県は浜田、鳥取県は境港から出漁した(第3天佑丸も境港から出漁することが多かった(2015年1月20日に鳥取県田後漁協で聞き取り))。船名の下(沖合)と

⁴ “INFORMATION OF JAPANESE FISHING VESSEL SEIZED” Boats Seized (Korea), Jan. 1950-June. 1950 GHQ/SCAP Records(RG331, National Archives and Records Service)。同文書には見島沖で拿捕されたという船長の供述が残されているが、実際は朝鮮沿岸で拿捕された。拙稿「大繁丸の拿捕事件」(『東洋史訪』8 兵庫教育大学東洋史研究会 2002年3月 兵庫)参照。

⁵1954年5月26日付『読売新聞(東京本社版)』によれば、同船の船長は北朝鮮の作業員で、境・元山間の密航および武器密輸入ルートを利用しようとしたが韓国で拘束され、日本に帰国後逮捕されて同年5月24日に警視庁に護送された。

(以東)は『日韓漁業対策運動史』による区分であり、島根県は「沖合底曳」、鳥取県は「以東底曳」に整理されている⁶。同じ機船底曳網漁船でも島根県(浜田)と山口県漁船は「二艘曳き」漁法なのに対して鳥取県と兵庫県漁船は「一艘曳き」漁法である。両者の漁場は異なり、その違いは拿捕位置に反映した。

【表3】韓国東岸漁場に出漁した機船底曳網漁船数(()内)と航海数

年	1952年				1953年					合計
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
境		1(1)	1(1)	3(3)	6(4)	3(2)	1(1)	1(3)	1(2)	20(6)
鳥取	2(1)	1(1)	1(1)		3(2)	3(2)				10(3)
田後		6(8)	7(4)	10(5)		5(4)	1(3)			33(10)
鳥取県 小計	2(1)	10(8)	9(6)	13(8)	9(6)	11(8)	2(4)	1(3)	1(2)	63(19)
香住				27(16)	55(31)	33(31)				115(30)
柴山				5(5)	15(12)	13(11)				32(14)
津居山				6(6)	7(7)	3(3)				16(7)
兵庫県 小計				38(27)	77(50)	49(45)				164(54)
合計	2(1)	10(8)	9(6)	51(35)	86(56)	60(53)	2(4)	1(3)	1(2)	225(73)

(『日本海西南海域の底魚漁業とその資源 昭和35年2月』27頁)

鳥取県漁船は対馬北方から朝鮮半島東海岸で拿捕された。1952年4月25日のマ・ライン撤廃後同年8月下旬に韓国東岸の公海での操業が許可され、鳥取県漁船19隻が釜山東部、兵庫県漁船54隻が迎日湾北部に出漁した([図A])。兵庫県漁船は1953年2月10日に韓国から退去を命じられ、一部漁船は発砲されたために出漁しなくなった⁷(【表3】)が、鳥

⁶「以東底曳」は、1952年3月10日施行の「漁業法の一部を改正する法律」(昭和26年法律第309号)で15ト未満の小型機船底曳網漁船を分離し、1963年1月22日公布2月1日施行の「漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令」(政令第6号)で「沖合底曳」と改称された(松浦勉『沖底(2そうびき)の経営構造—日本型底びき網漁法の変遷—』北斗書房2008年10月東京35頁)。この法律改正が『日韓漁業対策運動史』の「沖合」「以東」の区分と関係する可能性がある。なお、福原裕二「漁業問題と領土問題の交錯」(『北東アジア研究』23 島根県立大学北東アジア地域研究センター2012年3月 浜田)では『日韓漁業対策運動史』にある「沖合」を「以東」から区別して「その他」に入れている(71頁)が、「沖合」こそが島根県の漁業を主題とする同論文に関わる漁業種であり、適切ではない。

⁷水産庁日本海区水産研究所他編・発行『日本海西南海域の底魚漁業とその資源 昭和35年2月』(刊行場所・年月不明)2・26~28頁。この事件については、「栄竜丸(中型底曳、香住)、第2大和丸(全上、全上)韓国監視船に機関砲射撃をうけて臨検のちに防衛水域外へ退去を命じられる」という記録がある(『水産調査月報』34 社団法人水産事情調査所1953年7月東京14頁)。「防衛水域(SEA DEFENSE ZONE)」とは、1952年9月27日にクラーク国連軍司令官が朝鮮戦争に対応して設定したもので、「朝鮮水域において、沿岸にたいする攻撃を予防し、国連軍の連絡を確保し、韓国領内にたいする禁輸品の輸送若しくは敵スパイの侵入を予防する」ことがその目的であった(筆者不明「国連軍韓国防衛水域を設定(1952.9.27)」(『レファレンス』33 国立国会図書館調査立法調査局1953年11月)29頁)。在韓米軍から本国政府宛の報告書には、防衛水域について国連軍は「漁業紛争への言及を避けたにもかかわらず、韓国は意図的に李ライン内の海域を独占する権利の主張を補

取県漁船の韓国東岸への出漁はその後も続いたため拿捕被害にあった。ただし、鳥取県の拿捕被害はマ・ラインによる規制があった時期からおこったが早期に終結した。「昭和 31 年 9 月 29 日 日田後港の日光丸がつかまっていらい不安のため同海域へはあまり出漁しなくなった」（1965 年 3 月 25 日付『日本海新聞』）のである。濫獲と「李ライン設定による対馬北方漁場操業が困難となり、大型船の操業が著しい制約を受けた」ことにより、鳥取県の機船底曳網漁船隻数は最多であった 1952 年の 93 隻から 1955 年の 78 隻に減少した⁸。

韓国による機船底曳網漁船（「以西底曳」を除く）の拿捕隻数を根拠地県別に整理すると【表 4】のようになる。兵庫県・鳥取県漁船の拿捕は 1950 年代半ばには終結したのに対して、島根県（浜田）・山口県漁船の拿捕は 1960 年代も発生したことがわかる。

【表 4】拿捕（襲撃）船数[没収]

年	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
兵庫				2	1[1]		(2)			
鳥取			1	2	1			4[4]		2
島根								3[3]	1[1]	1[1]
山口					4			2[2]	1[1]	

年	57	58	59	60	61	62	63	64	65	計
兵庫										3(2) [1]
鳥取										10[4]
島根					1	1[1]	2	(1)		9 [6]
山口					1		1			9[3]

（『韓国に漁船を拿捕されたことにより受けた損害額 昭和 36 年 3 月』・『水産調査月報』34 などによる）

②「中間漁区」と拿捕

助する行為であると意図的に解釈した」とある（USARMA KOREA FM SAN → DEPTAR WASH DC FOR G2 9 OCT 52（米国国立公文書館（RG59）Records of the U. S Department of State relating to the Internal Affairs of Korea, 1950-54 Department of State Decimal File 795, Wilmington, Del.: Scholarly Resources Reel 29）。香住・柴山両港（どちらも現兵庫県美方郡香美町に位置する）のうち韓国東岸でまず操業したのは香住漁港の船で 1950 年からである（松本卓三『香住町漁業協同組合史 上巻』（香住町漁業協同組合 1978 年 11 月 兵庫県香住町）836 頁）。柴山漁港では香住の漁船の好漁ぶりを聞いて 1952 年 12 月に第 1 回の出漁を決定した（柴山港漁業協同組合編・発行『柴山港漁業協同組合史 後編』（1994 年 9 月 兵庫）779～780 頁）。時化のため 8 隻の出漁船のうち操業できたのは 5 隻であったが、ある漁船は松葉カニを 300 箱近く漁獲するなど好漁であった。『日本海西南海域の底魚漁業とその資源 昭和 35 年 2 月』には「韓国東岸公海で漁獲した量は」「その漁期中の全漁獲に対して重量では 10.7%、金額では 15.4%に相当するもので内地よりも高級な魚種がとれたことを示している」とあり、優良漁場であったことがわかる。

⁸鳥取県水産部水産課編・発行『鳥取県の水産 昭和三十一年』（刊行年月不明 鳥取）28 頁。同書によれば、戦前、鳥取県の機船底曳網漁業は総漁獲高の 70～80%を占めていた。同書にある隻数・平均統数・総漁獲高は次の通りである。1937 年：70 隻・14 トン・180 万貫、1943 年：64 隻・13 トン・100 万貫、1946 年：85 隻・15 トン・115 万貫、1948 年：90 隻・19 トン・241 万貫、1952 年：93 隻・23 トン・318 万貫、1955 年：78 隻・24 トン。

島根県（浜田）漁船は〔図B〕の「中間漁区」（東経 130 度の線、島根県簸川郡日御碕灯台と長崎県対馬北端灯台を結ぶ線、長崎県対馬北端灯台と韓国鴻の島灯台を結ぶ線及びその延長線、東経 128 度 30 分の線、北緯 32 度 40 分の線に囲まれた水域）、それも対馬よりも西側で拿捕されている。〔図C〕の「農林 222 区」と「農林 223 区」を見れば、およその位置がわかる。

「中間漁区」形成の概略は次の通りである⁹。戦前、漁業取締の必要性から内地根拠の機船底曳網漁船に対して東経 130 度（佐賀県唐津市付近）を境界として東西にその漁場を区分していた。西側の海区の漁船は漁場の遠隔化にともなって次第に大型化し、トロール漁船とともに東シナ海・黄海を漁場として活躍した。「以西底曳」と呼ばれる。一方、東側の海区の漁船は港から漁場までの距離が近いことや沿岸漁業との紛争を避けるため漁船の大型化は抑えられ、「以东底曳」と呼ばれた。

戦後、以西底曳を沿岸漁業と競合しない遠洋漁業としてさらに発展させるため、日本政府は 1952 年 9 月 9 日付「以西トロール漁業及び以西機船底曳網漁業対策要綱」によって、東経 128 度 30 分（長崎県五島列島の西方）を以西底曳と以东底曳の境界に変更した。マ・ラインが撤廃されて東シナ海・黄海への自由な出漁ができるようになったことが背景にあった。東経 128 度 30 分から東経 130 度の海域（「中間漁区」）で操業していた 108 隻の機船底曳網漁船は、1 隻を除いてすべて以西漁場に転出した。こうして「中間漁区」に余裕が生じることになった。

島根県の底曳網漁船の「中間漁区」進出には次のような事情があった。1949 年以来、兵庫・鳥取・島根・山口 4 県の底曳網漁業者は相互入会を行ってきた。しかし、実際は兵庫・鳥取の漁船は主として島根・山口両県の沖合で操業しているため、島根・山口両県の底曳網漁業者は抗議の声を上げ（山陰沖紛争）¹⁰、マ・ライン撤廃後の東経 130 度以西への出漁を要望したのである。島根県の漁業者の窮状は、1952 年 3 月 8 日付『石見タイムズ』（浜田）で次のように報じられている。

以东底曳がマ・ラインによって韓国沿岸に入漁できなくなっている現在、山口沿岸、見島近海、島根沿岸の漁場には（略—藤井—）漁船がひしめきあって集し、無計画な略奪漁業を行っているのである。50 トン以上の漁船を使用する以西底引で、15 パーセントの船数制限を行った水産庁も、15 トン以下の小型漁船が圧倒的に多い以东底引については、今まで何等具体的な措置をとり得なかった。これは以东底引の漁業経営の異常な零細性から、その制限や整理が直ちに漁業者の死活問題につながるのて手がつけられずにいたものだった。しかし以东底引漁業が現状のまま略奪漁業を継続せんか、何分相手は移動性の少い底棲魚類であり、資源の根絶する危険は眼に見えている。

⁹中川 恣『底曳漁業制度沿革史』（日本機船底曳網漁業協会 1968 年 7 月 東京）1～7・423～424 頁。日本機船底曳漁業協会編・発行『十年の歩み』（1958 年 12 月 東京）96～97 頁。

¹⁰前掲註(9)『底曳漁業制度沿革史』335～342 頁。水産年鑑編集委員会編『水産年鑑 1955 年版』（水産週報社出版部 1954 年 12 月 東京）183 頁。戦前沿海州漁場で操業し大型化していた兵庫県漁船が、戦後漁場を西に求めたことが「山陰沖紛争」の背景にあった（前掲註(7)『日本海西南海域の底魚漁業とその資源 昭和 35 年 2 月』20 頁）。

山陰の漁業者の出漁に対して、長崎県の沿岸漁業者を中心に猛烈な反対運動がおこり、1952年に水産庁が与えた許可は白紙に戻され、1953年3月2日には広川弘禅農林大臣が罷免される混乱までおこった。1953年7月8日付「九州沖合海区における中型機船底曳網漁業操業区域調整要綱」により、島根県以西4県（佐賀・福岡・山口・島根）の漁船の「中間漁区」での操業が許可され、厳しい操業条件の下で、同年10月1日付で実施された¹¹。

「中間漁区」出漁への島根県の意欲は強かった。李承晩ライン宣言を報じた1952年1月26日付『島根新聞』には、「県の計画としては講和発効後マ・ラインが撤廃されれば（略一藤井一）現在法で規定されている130度線の制限の撤廃をよびかけ対馬水域まで乗り出そうと計画していたので、こんどの李宣言には絶対反対の態度をみせている」とある。同宣言で竹島を主権宣言した水域に取り込んだことへの言及はない。1953年2月7日付『石見タイムズ』には、「中間漁区」についての次のような具体的な記述がある。

五千平方マイルもあるこの漁区には高級魚はいないがグチ、ハモ、カナガシラ等の資源がまだ比較的豊富であり、また水深が六十米ないし百米で二そう引にはもってこいのところなのだから眼の先にある同海区は猫の前におかれたカツオブシのようなものだ。李韓国大統領は李ラインを撤去せぬと言明しているが、李ライン内の以東底引が操業できる水深二百米までの漁場は僅か三千平方マイルである。従って中間漁区に入漁させてもらった方がずっと有利である。

李承晩ラインを理由とした韓国の日本漁船大量拿捕は1953年9月6日に始まった。同月10日付『山陰新報』社説には、「いまや絶好の漁期を控え、漁船群はあえて危険を冒しても出漁を決意している。島根県漁連も対馬以北並びに中間漁区に向って、出漁するとの強い態度を持している」とある¹²。1953年10月6日から開催されていた第3次日韓会談が同月21日の決裂したことを受けて、同月22日付『山陰新報』には「今年は日韓会談終了次第対馬北部に58隻、中間漁区に14隻が出漁しようとしていたもので、関係者はこれで出漁を見合わせねばならないのではないかとみている」、さらに「県漁政課談」として、「制限をうけるのは中間漁区の四分の一と北部の九割で痛手は大きい。とくに浜田を基地とする以東底曳への打撃は大きい」とある。同月23日付『山陰新報』は、「中間漁区」の漁獲は「他のいままでの漁区より非常に豊富」なので「会談の決裂によってこの宝庫を放棄するということは漁師として到底忍び得ない」という浜田の底曳網漁業者の気持ちを伝えた。

その後、「中間漁区」に出漁する漁船の隻数は【表5】のように増加し、島根県の出漁船は1961～62年には30統60隻へとさらに増加した¹³。1962年の「中間漁区における漁獲高は浜田港に水揚げされる底魚類の55.4%、また総漁獲高の51.6%を占め、質と量とが相俟って中間漁区の価値は極めて高くなっている」という高い評価が残っている¹⁴。

中間漁区で操業する島根県漁船の拿捕の危険性は比較的高かった。「山口県は萩、仙崎

¹¹前掲註(9)『底曳漁業制度沿革史』342～347頁。同『十年の歩み』98～101頁。

¹²『島根新聞』『山陰新報』は現在の『山陰中央新報』（松江）の前身である。同紙の名称は1952年4月1日まで『島根新聞』。1952年4月2日～1957年9月30日が『山陰新報』。1957年10月1日～1973年3月24日が『島根新聞』であった。

¹³島根県水産商工部漁政課編・発行『沖合底びき網漁業の現況』（1963年10月 松江）28頁。

¹⁴前掲註(13)『沖合底びき網漁業の現況』27～28頁。

を根拠地として、エソ、赤物を主対象物とする関係上対馬の東南から禁止区域に沿って現在制限区域になっている海域を主漁場としている。それに対して島根県は浜田を根拠地として、カレイ、グチを主対象物とする関係上対馬の西側朝鮮寄りの鴻の島を中心とした海域を主漁場としている。」からであった¹⁵。それでも、島根県の漁業者は運動の末に獲得した好漁場の「中間漁区」への出漁をその後もあきらめようとはしなかった¹⁶。1960年代になっても島根県（浜田漁船）の拿捕が続いた背景には、このような事情があった¹⁷。

【表5】中間漁区における沖合底曳網漁船（2そうびき）の入漁許可数

	1952年	1953～54年	1955年	1956年	1957年
島根県	11 統 22 隻	7 統 14 隻	19 統 38 隻	19 統 38 隻	19 統 38 隻
山口県	18 統 36 隻	14 統 28 隻	16 統 32 隻	12 統 24 隻	16 統 32 隻
福岡県	4 統 8 隻		3 統 6 隻	3 統 6 隻	3 統 6 隻
佐賀県	2 統 4 隻	1 統 2 隻	1 統 2 隻	0 統 0 隻	2 統 4 隻
計	35 統 70 隻	22 統 44 隻	39 統 78 隻	34 統 68 隻	40 統 80 隻

（『日本海西南海域の底魚漁業とその資源 昭和35年2月』（26頁））

③鳥取県の拿捕被害

鳥取県の被拿捕漁船員の抑留期間は島根県のそれよりも短かった。島根県は長い場合3年を越えるのに対し、鳥取県は4ヶ月以内である。1956年9月29日に拿捕された大福丸と日光丸も同年11月12日に船体・船員とも一か月半の抑留で帰還した。鳥取県田後漁協が残した資料中に、帰還直後の同年11月15日付で、小川孝祐島根県浜田市長の両船が所属していた田後漁協組合長への書簡がある。当時浜田を根拠地とする機船底曳網漁船5隻とその船員52人が韓国に拿捕抑留され¹⁸、抑留生活2年を越えた島根県出身者がいた。小川市長は、「今日まで之が釈放方をあらゆる方法をもって努力しましたが何等効果なく未だ釈放される様子もありません。」と現状を説明し、今後の陳情等の参考にしたいので田後漁協が釈放のためにとった方策について教えてほしいと結んでいる。1956年に拿捕された19隻の日本漁船のうち船体・船員とも年内に釈放されたのは大福丸と日光丸だけであり、浜田の関係者は驚きの視線を田後に向けていたのであろう。同年12月7日には、前年の8月5日に拿捕された第3朝日丸（愛媛県 サバ釣）の乗組員が収容所内で病死している¹⁹。

1954年7月から韓国は、李承晩ライン侵犯を理由とした拿捕を法的に根拠づけた 1953

¹⁵前掲註(10)『水産年鑑 1960年版』185頁。

¹⁶1955年9月16日付『中国新聞・島根版』には、同月15日に拿捕された第1八束丸は「中間漁区」での操業解禁が10月1日以降であることに違反していたため、驚いた島根県が関係方面に嚴重警告したとの報がある。好漁場であるが故の違反であろう。ただし1960年8月13日付『石見タイムズ』では「中間漁区」の操業は6～9月が休漁期で9月1日から新しい漁期を迎えるとある。

¹⁷1962年10月19日に浜田本拠の漁船「第1あけぼの丸」が「韓国の軍艦に威かく射撃を受けて停船を命じられた」のも農林222漁区（対馬西方44^キ付近）すなわち中間漁区であった（同日付『西日本新聞（夕刊）』）。ただし、第1あけぼの丸は旋網漁船であった。

¹⁸この時点までに、第1大和丸1人、第2大和丸2人、平安丸1人、計4人が釈放されていた（筆者不明「未帰還者明細表」（『最近の日朝問題』日朝協会1956年4月 東京）21頁）。

¹⁹韓国抑留者船員協議会編・発行『自昭和二十九年七月至昭和三十三年五月 韓国抑留生活実態報告書』（1958年6月 福岡）37頁。

年 12 月 12 日公布施行の「漁業資源保護法」(法律第 298 号)による刑が終了した後も、日本人を引き続き釜山の外国人収容所で拘束するようになった。1954 年に拿捕された 4 隻の鳥取県の漁船の乗組員の抑留期間が二、三カ月程度であったのは、拿捕がこの年の前半であった幸運によるものであろう。大福丸と日光丸が 1956 年に拿捕されたにもかかわらず船体・船員とも一ヶ月半で釈放されたのは、水野松治大福丸船長(1908 年生)が当時船長をしていた第一大黒丸が 1950 年 11 月 26 日に山口県見島北方沖合で韓国船松影丸を救助したことが影響したと思われる。この時に救助された韓国船船長の感謝状(韓国紙幣 15 万圓が謝礼として同封されていた)の写しを、田後漁協は日本政府や韓国政府への嘆願書に添付した²⁰。

また、田後漁協が残した資料には、1956 年の大福丸と日光丸の拿捕で、田後村の隣村である浦富村出身の澤田廉三外務省顧問(1888～1970 年)²¹に働きかけを依頼したことが、田後漁業協同組合長作成と思われる日誌に、次のように記録されている。

10 月 3 日

浦富組合長より電話あり。速達にて沢(田一筆者補注一)氏へ大福丸・日光丸の拿捕状況を知らせてあるので、組合長よりも電報等で通知する方がよいのではないかと云う事であります。沢(田一筆者補注一)氏は日韓交渉の特使であるので金公使とは大変親しいとの事であります。

澤田廉三外務省顧問は前国連大使(正確には在ニューヨーク国際連合日本政府代表部特権全面大使 任 1954～55 年)で第 4 次日韓会談(1958～60 年)・第 5 次日韓会談(1960～61 年)の首席代表を務めた。「金公使」とは金溶植駐日韓国代表部²²代表(任 1951～57)のことである。日韓会談に関する日本側公開文書には、1956 年 4 月 2 日に重光葵外務大臣が金溶植と会談し、「今後大臣に代って金公使と非公式会談を行う沢田大使を紹介」という記録が残っている²³。この「非公式会談」とは中断していた日韓会談を再開させるためのものであった。

その後、10 月 29 日付の澤田顧問からのものと思われる電話のメモには「例の件につき、寒くなる前に釈放されること確実。しかしその時期は目下手続中ではっきりしませんが、今しばらく御待乞ふ。判明次第お知らせします。」とある。そして、11 月 8 日付の日誌には「沢田氏の連絡で、日光大福丸の船員は釈放されるとの事であったが詳細不明」とあり、

²⁰1956 年 10 月 9 日・11 月 13 日付『日本海新聞』(鳥取)。

²¹澤田廉三夫人美喜が戦後の混乱で生まれた混血孤児養育のために設立したエリザベスサンダースホームの子供たちが夏の浦富海岸で過したように、澤田廉三は岩美町とのつながりを保ち続けた(鳥取県公文書館編『澤田廉三と美喜の時代』(鳥取県 2010 年 3 月 鳥取) 34 頁)。

²²駐日韓国代表部は 1949 年 1 月 14 日に総司令部に対して派遣して設置されたもので、日本政府はこれと直接交渉することを禁じられていた。1952 年 4 月 28 日にサンフランシスコ平和条約が発効して日本が独立しても退去せず、日本政府は同代表部に便宜上通例と同様の特権を与えた。設置当初の同代表部は銀座の服部時計店 4 階に置かれ、窓から太極旗を翻させていた(姜鷺郷『ノンフィクション 駐日代表部』東亜 PR 研究所出版部 1966 年 12 月 ソウル 韓国語)。

²³「日韓問題に関する件」(日韓会談に関する日本側公開文書 第 6 次公開 開示決定番号 1131 文書番号 1275)。この会談は「取敢えず両国間諸懸案の解決と切り離して、抑留日本人漁夫と大村、浜松の外国人収容所に収容中の韓国人刑余者の相互釈放を行うことに原則的な了解が一応成立した」という重要なものであった(外務省編・発行『わが外交の近況』1957 年 9 月)。

具体的な内容は不明であるものの、澤田廉三顧問が釈放に向けて何らかの行動をしたことがわかる。

1956年に抑留されていた浜田の5隻の漁船の中にも、1954年1月7日に対馬の南西海域で韓国の鮮魚運搬船を救助した第1八東丸があった²⁴が、結局5隻すべて船体は没収され、船員は1958年まで帰還できなかった。浜田市長の田後漁協組合長への書簡には「今回の韓国側が取った措置に対して再び明るい見通しを得た」とあるが、その期待は虚しかった。「中間漁区」への出漁を続けた島根県の漁業者は韓国の強硬策の犠牲となったのである。

とはいえ、鳥取県漁船の被害も決して軽いものではなかった。1949年に拿捕された田後の大繁丸は襲撃された際の銃撃で船員1名が死亡し、水野松治船長も重傷を負った²⁵。1956年の大福丸と日光丸の拿捕事件に際して田後漁協が残した資料中の、鳥取県岩美町町長・同町会議長・田後漁協組合長による「嘆願書」には、漁船員の家族の窮状が次のように記されている。

家族の悲嘆は其の極に達しておる有様で外で見る目も哀れな状態であります。乗組員皆それぞれ妻子又は父母弟妹を抱え殆どが一家生計の中心人物ばかりであります。家族の憔悴並びに窮状は其の極に達しております。尚又底曳漁業の経営は年々共に不振で近海では漁獲意の如くならず従って韓国沖合に禁止区域線外附近の出漁を止むなき有様でありまして、今回の操業区域は李ライン外の操業を致していた状況の様であります。(略一藤井一) 万一船を没収されるが如き結果になりますれば従来の漁業経営の不振等より、(船主は一藤井補註一) 明日の生活にも困窮する有様であり、乗組員家族の窮状は勿論であります。それ以上に深刻なものがあり、再起不能な状態ありますので、漁民一同乗組員の帰還の速やかな処置を翼うは勿論、拿捕された漁船の一日も早急に帰還することが出来ませう様、本船拿捕の報道入手後は日夜神仏に祈願を致しておる実情であります

田後漁協が残した資料中の「抑留船員及留守家族氏名及状況」によれば、大福丸と日光丸には18人が乗り組み、彼らが14家族を支えていた。ある家族は、父子で拿捕されたため「二人共抑留の為生活困難、収入皆無」と記されている。『もう一カ月帰りがおそかったら私たち一家はどうなったかわからない』という苦しい売食い生活をつづけていたという稼ぎ手の二人の兄弟の帰還に安堵する母親の声が1956年11月13日付『日本海新聞』にある。田後漁協が残した資料に14家族すべての生活保護申請書があるのも、窮状を物語るものである。

日韓漁業協議会作成の『韓国に漁船を拿捕されたことにより受けた損害額 昭和36年3月』²⁶によれば、鳥取県の漁船の物的損害額の平均は【表6】の通りである。当然ながら、

²⁴1954年11月12日付『山陰新報』。なお、第二東洋丸は1959年11月10日に山口県見島北東47*。付近で韓国漁船を救助したことがあり(1961年11月4日付『島根新聞』)、1961年の一度目の拿捕では一週間で船体・船員とも釈放されたが、翌年の二度目の拿捕で船体は没収された。

²⁵前掲註(4)「大繁丸の拿捕事件」参照。この拙稿で筆者は、元乗組員の証言から、大繁丸の拿捕事件以後水野松治大繁丸船長は再び船に乗ることはなかったと記したが、実際は、その後も船長として漁業に従事していた。

²⁶この調査は日韓漁業協議会が1960年7月に被拿捕船主に調査票を配布して記入させて行ったもの

漁船を没収されたか否かで被害額は大きく異なる。漁業者にとって、漁船は「家よりも高い」貴重な財産であった。2000年＝100とした消費者物価指数（全国）は1960年が18.8なので、現在の貨幣価値では漁船没収は2千万円以上の損失になる。1954年に拿捕された第3天佑丸の乗組員であった米村進氏（1934年生）は、帰還時に「こんな災難で船をとられた場合何かの形で補償されないものではないでしょうか」と訴えた（1954年6月14日付『日本海新聞』）。

【表6】1隻あたりの平均被害額（単位は千円）

	船体機関 および装備	積載物	事件に伴う 義務的出費	稼働想定による推 定収益額
船体没収	4,195（4隻）	2,291（4隻）	44（4隻）	3,609（4隻）
船体非没収	0（0隻）	1,582（6隻）	9（4隻）	3,763（4隻）
鳥取県漁船計	17,079（4隻）	18,653（10隻）	4,990（8隻）	27,962（8隻）

1947～65年に拿捕された327隻の日本漁船のうち返還されたのは142隻にすぎなかった（他に3隻が沈没）。とりわけ韓国による日本漁船拿捕が多発した1953年9月からは船体が返還されること自体が珍しくなった²⁷。1954年に拿捕された4隻の鳥取県の漁船も没収を免れなかったのである。

④鳥根県出身者の記録からわかること

拿捕が多発した1953～55年は、一年に五百人前後の日本人が抑留された。この時期、日本の朝鮮統治にもよい面があったと述べた、1953年10月15日の第三次日韓会談第2回請求権委員会での「久保田発言」を理由に韓国は日韓会談を決裂させ、両国関係は悪化していた。前述したように、韓国政府は1954年からは刑期が終了したにもかかわらず、漁船員を釜山の外国人収容所に抑留する措置をとったため、抑留漁船員の数は九百人を越えた。日本政府が、さまざまな譲歩と引き換えに抑留日本人漁船員をようやく帰還させたのが「1957年12月31日の合意」であったが、その後も拿捕は1965年まで続いた。

鳥根県出身の漁船員のうち6人が韓国に拿捕・抑留された記録を残している。その一部を抜粋して掲載する。

(1)高木芳久氏（1931年生）：第1・第2新和丸乗組員（佐世保から出漁して1953年10月4日拿捕）

「韓国抑留時の模様 ひどい食待遇 不安と焦そうの日々」（1953年12月9日付『山

である。1953年9月15日に設立が決定された日韓漁業対策本部は、1960年の「四月革命」による李承晩政権崩壊を受けて、同年11月に日韓漁業協議会に改称されていた。改称の背景には、「対策本部という名称は、いかにも闘争的なイメージを持ち、今後の漁業協定や海難救助協定など本来の問題の討議に移るには、それに適する名称に変更すべきであり、さらに現地漁業者の意見を大いに採上げる組織にすべきである」という方針転換があった（『日韓漁業対策運動史』307頁）。

²⁷1947年から1953年8月までは108隻中91隻が返還されたが、以後1965年までは219隻中51隻が返還されたに過ぎない（海上保安庁編『海上保安白書 昭和41年版』（大蔵省印刷局 1966年6月東京）134頁）。

陰新報』)。「五島列島南端第一岬から三十^びのところで底引網漁業中韓国軍艦に捕獲され、全員木浦刑務所に収容されたが11月26日長崎港に送還され6日無事日御碕に帰って来た。」「自分は幸い他の二名とともに船の番に残されたので刑務所の様子はわからぬが、裁判所へ二回呼び出され船長禁固三月罰金三千元、機関長禁固二月罰金三千元、自分は禁固二カ月罰金千円の言渡しをうけた」。

(2)伊達^{たけし}彪氏(1926年生):第5玉力丸船長(下関から出漁して1954年7月19日に拿捕)

「波頭を越えて竹島レポート第3部①」(2007年9月17日付『産経新聞(大阪本社版)』)拿捕位置は「対馬海峡の巨濟島南30^び」。「形ばかりの裁判で懲役1年の判決を受けた伊達は、『3カ月以上抑留された人はいない』と検事から言われていた。」しかし「結局抑留は3年半もの長期に及んだ。」

「抑留竹島李承晩ライン被害者の証言(上)・(下)」(2007年7月15・16日付『山陰中央新報』)。「取調べのために連行された韓国・釜山の海洋警察前の空き地で、所在なく放置された標柱を目にした。」「竹島が日本領であることを示すため53年6月、島根県が竹島に立てたものだった。『日本人の目に触れるよう意図的に置いたのかはわからないが、島根で生まれ育った者として神経を逆なでされた』」。

(3)小川岩夫氏(1938年生):第2大和丸乗組員(1954年11月9日拿捕)

「韓国に7カ月半抑留。奴隷になったような体験だった。」(畠山理仁『領土問題、私はこう考える!』集英社2012年11月東京)。釜山港で「船から降ろされると、まずは海洋警察に連れていかれました。」「3日間の留置所生活を終えると、刑務所に入れられました。」「刑務所に何日いたのか、正確なところはわかりません。おそらく20日ほど過ぎた頃、私を含めた何人かは釜山郊外の収容所へと移されました。」他の未成年者とともに1955年6月に帰還した。

(4)橋野敬之助氏(1929年生):第3平安丸機関長(1954年12月21日拿捕)

「拿捕され3年、故郷を思う」(『フォトしまね161—特集竹島—』島根県2006年2月松江)。「釜山に連行された後は、警察官の監視の中、船中で一泊し、海洋警察隊の拘置所での一週間を経て刑務所へ。」「裁判の結果は、船長が禁固1年、機関長と甲板長が同10カ月、船員が同8カ月の実刑だった。」「刑を終えても、幾度となく思い浮かべた家族の待つ故郷に帰れず、釜山の外国人収容所へ移送」「帰国が許されたのは58年1月」だった。

(5)石田儀一郎氏(1926年生):第3平安丸甲板員(1954年12月21日拿捕)

「この世の地獄一日一日と弱る体力ー」(1956年5月19日付『石見タイムズ』)。「我々抑留されてから早や二星霜、其の間韓国漁業資源保護法と云う罰名の下に銃火に晒され、正式な裁判の結果、船長一年、機関長甲板長十カ月、甲板員八カ月の判決の宣告を受け刑務所に服役し其の後も猶帰国する事も出来ず、収容所に収容され、懐かしき故郷を偲び帰国の一日も早やからん事を祈りつつ焦心と郷愁の裡に明け暮れ致して居ります。」(釜山の外国人収容所から送られた手紙全文が掲載されている。)

(6)沖元正幸氏(1923年生):第3日進丸船長(下関から出漁して1957年11月26日拿捕)

「漁民苦しめた李ライン 船、網、魚も没収され刑務所と収容所の生活」(山陰中央新報社編『水澄みの里半世紀 三隅町新町制施行 50 周年記念誌』(三隅町 2005 年 8 月 浜田))。「木浦西北 150 哩の海上で」拿捕された。「全乗組員 13 人は自船で釜山まで連れて行かされた。船も網も魚も没収された。警察の留置場に入れられ略式裁判で懲役になった。収容された刑務所も日本が韓国併合時代につくったものだった。沖元さんは船長だったので懲役は 1 年と長かったが、実際の労役はなく、外出できないことがつらかった。」「刑を終えた後は収容所で同僚らと一緒にあった。」「帰国の朗報が来たのは、だ捕から 2 年 3 カ月たってから。囚人服にズックで韓国の送還船裡里号に乗せられ、春雨煙る下関の棧橋に接岸したのは 35 年 3 月 31 日の朝だった。」

(1)と(2)以降では、刑期終了後に釜山の外国人収容所に抑留されたこと以外に、拿捕された日本人漁船員への韓国の対応には違いがある。1954 年以降は釜山の海洋警察隊で取調べを受け、刑期は船長で懲役 1 年とそれまでよりも長くなっている。1953 年 11 月 22 日付『京郷新聞』(ソウル)に、11 月 18 日には「光州地方法院木浦支院で」37 人の日本人船長に「懲役 3 か月、罰金 3 千園乃至 1 千園」に言い渡したとあるのとは明らかに異なる。

釜山に本隊を置く海洋警察隊は 1953 年 12 月 23 日に「釜山、仁川、群山、木浦、済州、浦項、墨浦の 7 基地隊と海洋巡察班で」、「海軍から 181 屯級警備艇 6 隻を引受けて」発足した。海軍が「民間漁船を拿捕するのは国際法上の秩序に反するという問題があつて李承晩大統領は諭示を通じて海洋主権線(李承晩ラインのこと一筆者補注一)警備の任務を警察が遂行せよという指示を出し」て設置されたという²⁸。

1953 年 12 月 12 日公布施行の「漁業資源保護法」には、李承晩ライン水域内で無許可漁業を行った者に対して「3 年以下の懲役、禁固または 50 萬園以下の罰金に処し、その所有または所持している漁船、漁具、採捕物、養殖物およびその製品を没収する」という規定があった。1953 年 2 月 21 日に開催された第 15 回国会衆議院水産委員会・法務委員会連合審査会で、参考人として出席した永井次作氏(1914 年生。大洋漁業株式会社社長崎支社漁業課長。1952 年 11 月に拿捕船員への差し入れ品を持って済州島に上陸した。)は、韓国側は拿捕された日本漁船を罰する法的根拠をさがすのに非常に苦勞しており、結局仕方なく、1949 年 11 月 17 日公布の「外国人の出入国及び登録に関する法律」(法律第 65 号)違反(すなわち密入国)と、1929 年 1 月 26 日公布の「朝鮮漁業令」(制令第 1 号)と同年 12 月 10 日公布の「朝鮮漁業保護取締規則」(朝鮮総督府令第 109 号)違反をあてはめたと証言した²⁹。しかし、朝鮮総督府の法令には李承晩ライン水域のような公海での外国漁船拿捕の根拠になるような条項はなかったのでこれにも無理があった。

以上見てきたように、韓国の日本漁船拿捕は国際法的にも韓国の国内法的にも問題があ

²⁸海警 30 年史編纂実務委員会編『海洋警察隊 30 年史』(海洋警察隊 1984 年 12 月 ソウル 韓国語) 2・5・6 頁。同書によれば、李承晩ライン侵犯を理由とした「拿捕漁船 162 隻中中共漁船 2 隻は老朽なので廃船し、日本漁船中 38 隻を日本に送還し、残りはすべて抑留して 18 隻は等隊で警備艇として運用し、104 隻は国内水産業者に有償または無償で提供した」とある(4 頁)。なお、海洋警察隊は 1955 年 2 月 7 日に海洋警備隊に改称したが 1962 年 5 月 1 日に旧称に戻った。

²⁹韓国の「水産業法」(法律第 295 号)は 1953 年 9 月 9 日に公布されていたが施行はその 90 日後であり、その施行までは「朝鮮漁業令」や「朝鮮漁業保護取締規則」が有効であった。

った。1953年12月の「漁業資源保護法」公布施行と海洋警察隊設置は、李承晩ライン問題への韓国なりの法的・制度的対応であった。同年11月26日と翌1954年1月12日に、抑留日本人船員を韓国政府がいったん全員帰還させたのは、日本漁船拿捕が国際法や韓国の国内法に照らしても違法であることを韓国が暗に認めた結果と考えられる。

⑤ 島根県の機船底曳網漁業と拿捕

【表7】は「1957年12月31日の合意」で送還対象となった日本人漁船員数の多い8県を示したものである³⁰。1954年7月19日から1958年1月10日までに拿捕され抑留されていた74隻1006人の漁船員を対象としている（実際に帰還した漁船員は922人）。

【表7】

長崎	福岡	山口	島根	鹿児島	愛媛	熊本	徳島
407	155	126	87	64	50	34	29

この時、島根県出身者87名のうち浜田から直接出漁して拿捕・抑留されていたのは5隻52人である。他県で働いていたのは35人になるが、1958年2月1日付『石見タイムズ』には「県外船15隻46名」とあり、【表7】よりも実際の島根県出身者は多い。鳥取県出身者の抑留者がわずか3人しかいなかったのと比べると、島根県の漁業者が県の内外を問わず朝鮮半島周辺で漁業に従事していたことがわかる。

このような両県の違いは、島根県の機船底曳網漁業の発展の歴史による。島根半島の片江村（現松江市美保関町片江）は20世紀初めにはじまる日本の機船底曳網漁業の発祥の地であった。しかし、機船底曳網漁業は効率のよさから沿岸漁業との紛争をおこしたため、政府は規制を強化し漁場を東シナ海や黄海に誘導した³¹。こうして島根県とりわけ島根半島の漁業者たちは漁場を求めて西に移住した。

島根半島出身者のうち片江村の隣村千酌村（現松江市美保関町千酌）出身者が浜田に設立したのが「稲積船団」である。「稲積船団」は1923～24年頃に浜田を根拠地とするようになり、1935年には漁船も14組（28隻）に増加したが、太平洋戦争中の徴用で23隻中19隻を失った。戦後1950年に「出雲船機船底曳網組合」として浜田市長浜を根拠地に再建され、動力船25隻を所有していた³²。③の小川岩夫氏が乗船していた第2大和丸も「稲積船団」所属の漁船であり³³、小川氏が千酌村の隣村である野波村（現松江市島根町野波）

³⁰ 「拿捕漁船及び抑留船員名簿」（『別冊 水産通信』17（水産通信社 1958年 東京））67～85頁。朝鮮半島から比較的遠い徳島県の出身者がいるのは、彼らが二艘曳き漁法を習得して九州に根拠地を移し以西底曳網漁業の最大勢力となっていたからである（土井仙吉「以西底曳網漁業における経営形態（賃金制度・労働組織）の地域差」（『福岡学芸大学紀要』9 1959年12月 福岡）。

³¹ 「島根県八束郡の漁業は長足の進歩をなし。同郡に船籍を有する漁船百二十隻の多きに昇り、他に六十馬力四十噸級漁船にて昨秋郡内片江村にて建造九州地方で活動すべき機船三隻あり」（筆者不明「八束郡の漁業」（『水産』10-7 水産社 1922年4月 東京）という記録が残っている。拙稿「日韓漁業問題の歴史的背景—植民地行政機関の漁業政策比較の視点から—」（『東アジア近代史』5（東アジア近代史学会 2002年3月 東京））参照。

³² 浜田市実態調査委員会編『浜田の水産』（刊行者・刊行場所不明 1951年1月）131頁。

³³ 美保関町誌編さん委員会編『美保関町誌』（上）（美保関町 1986年11月）745頁。

の出身であった³⁴ことは、機船底曳網漁業を通じた島根県内の人的つながりがあったことをうかがわせる。

2013年6月16日に境港で開催された「竹島を学ぶ会」主催の集会で、小川岩夫氏は、映画「あれが港の灯だ」³⁵銃撃の末に日本漁船が拿捕される冒頭のシーンを見て「この通りだった」と語った。同集会で、松江市美保関町笠浦（千酌村の一部）出身で2005年の「竹島の日条例」制定に尽力した小沢秀多島根県議会議員（1949年生）は、約二年間の抑留から帰還したばかりの痩せ細った我が子を泣きながらかき抱く母親の姿を語った。小沢氏が目撃したのは、1958年に帰還した第6浜富丸の漁船員（1956年4月18日の拿捕当時19歳）であり、第6浜富丸もまた「稲積船団」所属の漁船であった³⁶。

³⁴2012年9月6日に松江市で行った聞き取り調査。

³⁵今井正監督 1961年2月公開 東映東京作品。この映画について、「中小漁船の持船ほど危険水域で無理な操業をしなければならぬ」という「日本の経済構造と階級関係を基本にすえて、李ラインにからまる漁夫たちの生活問題と、民族問題を扱ったとすれば、この作品はもっと別のものになった」はずだ。よって「漁船が怪船に追跡される場面に登場する巡視船が、まるで国民生活の守護者の如く、他国の攻撃から漁船を守るかつての帝国海軍の艦船の如く、唯一のたのもしき存在にみえてくる」という誤算が生まれたという批判がある（佐々木基一「ナショナリズムの限界」『キネマ旬報』280キネマ旬報社1961年3月東京）。しかし、もっとも拿捕船数の多かった以西底曳網漁業において零細漁業者が大資本の漁業会社に漁場を奪われて拿捕の危険性の高い海域に押し出されたという話を、寡聞にして筆者（藤井）は知らない。大洋漁業株式会社（現マルハニチロ株式会社）はトロール6隻（第27大洋丸（1948年）・第3大洋丸および第16大洋丸（1950年）・第23大洋丸（1951年）・第9大洋丸（1954年）・第5大洋丸（1962年））・以西底曳16隻（徳山宜也編『大洋漁業・長崎支社の歴史』（1995年2月刊行者・刊行場所不明）・1962年10月19日付『西日本水産新聞（夕刊）』（福岡））、日本水産株式会社はトロール4隻（羽衣丸（1953年）・田村丸（1954年）・明石丸および加茂丸（1956年））以西底曳6隻（日本水産株式会社編・発行『日本水産の70年』（1981年5月東京））と、大資本の漁業会社が韓国による拿捕を免れたわけではない。1953年9～10月に大量拿捕された漁船員への差入れ業務のため同年11月渡韓した山口県越ヶ浜の山本福蔵（萩漁業協同組合連合会会長＝当時）は、「大資本のやっている機船底曳網漁業や、まき網漁業のような大企業」に対して越ヶ浜の延縄漁業を「小企業」と表現しており（『想いをよせて』（私家本1972年萩）3頁）、韓国による拿捕被害の大きかった底曳網漁業や旋網漁業を「大資本」「大企業」とみなしている。説得力があるのは、土井仙吉「以西遠洋底びき網漁業根拠地の盛衰」（日本地理学会編『地理学評論』32-1古今書院1959年1月東京）の次のような指摘である。阿波型（長崎型）と出雲型（下関型）の性格は対照的で、例えば、賃金は前者の歩合給（最低保証付）に対して後者は固定給（プラス歩合）で、「歩合制が冒険操業を強行させる」（55頁）。そもそも、李承晩ライン問題における韓国の不法行為を正当化し、抑留された漁船員やその家族および関係者の苦しみが見視野に入らない佐々木基一の記述は理解しがたい。関連して、平岡敬『偏見と差別—ヒロシマそして被爆朝鮮人—』（未来社1972年8月東京）にある「李ラインの犠牲者は常に零細漁民であり、彼らが危険を冒して李ラインを越えるのは、実は大手資本によってかれらの生活基盤が崩された結果であった」という記述（202頁）も、検証する必要がある（宮本正明はこの記述の「李ラインの犠牲者は常に零細漁民」という部分を事実確認せずに引用している（『未公開資料 朝鮮総督府関係者 録音記録（13） 京城帝国時代の回顧』（『東洋文化研究』14 学習院大学東洋文化研究所 3012年3月東京）519頁）。なお、山口県海外漁業協力協会編発行『日韓漁業協定後の諸動向』（1967年3月下関）には日本政府による拿捕被害への補償について次の記述がある。「補償額は水産庁の算定によると約72億円に達し、このうち漁船保険や政府からの見舞金としてすでに支出した14億5千万円を差し引いても57億5千万円が補償のメドになるとされていた。結局、政治的判断で最終的には①特別給付金として40億円②10億円の長期低金利資金の融資ということに落ち着き、特別交付金は船主には総額26億7千万円、乗組員には総額13億2千200万円が支払われた」（21～22頁）。

³⁶島根県水産商工部編『島根の水産 昭和32年度』（島根県水産技術研究会1957年11月松江）所載の「出雲船組合」の船名一覧（165頁）から類推すれば、浜田の被拿捕漁船のうち第1大和丸・第2大和丸・第3平安丸・第1八束丸・第6浜富丸の5隻が「稲積船団」所属の漁船であった。小沢議員は「小さいころはこの村では大人になればみんな底曳船に乗るのだと思っていた」と語った。なお、【表2(1)】よりも詳細な森須和男作成「島根県所属船の拿捕状況」が杉原隆『石見タイムズ』が語る李承晩ライン」（島根県総務部総務課編『竹島問題に関する調査研究報告書』2013年3月松

韓国の日本漁船大量拿捕は 1953 年 9 月 6 日に始まった。以後二カ月間で、その数は 41 隻に上り（この他に水産庁監視船第 2 京丸が拿捕されている）、拿捕された日本漁船は大部分が木浦で抑留された³⁷。1953 年 11 月 19 日付『山陰新聞』によれば、抑留されていた 534 人中、島根県出身者は 35 人である³⁸。この時は【表 2】で示した浜田から出港した漁船は拿捕されていないので、これらはすべて島根県外で漁業等に従事していた人々であった。

2014 年 8 月 26 日、そのうちの一人である隠岐知夫村出身の山口松市氏（1918～70）の子息の山口加二治氏（1948 年生）に知夫村で聞き取りをした。山口松市氏は以西底曳漁船の第 2 東亜丸の甲板員で、下関から出漁して 1953 年 9 月 23 日に拿捕され、木浦で抑留された後に同年 11 月 26 日に長崎に帰還した。加二治氏は父親の記憶を次のように語った。

知夫村から下関に働きに行く人は多かった。今でも下関に住んでいる人がいる。父は私が生まれた時から下関に行っていた。夏の間一ヶ月だけ隠岐に帰ってくる出稼ぎだった。「金が欲しければ船に乗る」といった時代で給料はよかった。父は真面目で現金書留で毎月送金してきた。「拿捕された時は李ラインには入っていなかった、逃げようと思えば逃げられたのに逃げられなかったのが悔しい」と言っていた。拿捕された後、韓国では港で船の番をしていたので刑務所などには行かなかつたらしい。拿捕されて帰ってきた後も下関で船に乗って働いていた。

1953 年 10 月 29 日付『夕刊みなと』（下関）によれば、第 2 東亜丸は振洋漁業所属の漁船であり、振洋漁業は美保関町出身者が下関に設立した以西底曳の会社であった。【表 8】は片江郷土史編さん委員会編・発行『片江郷土史』（1965 年 12 月 美保関町）所載の、美保関町出身者が設立した以西底曳の七つの企業を示したものである。そのうち最大の片江海洋漁業の持ち船は 7 組で、みなと新聞社編『以西漁船名鑑 昭和三十五年度』（みなと新聞社 1960 年 11 月 下関）によれば、下関の以西底曳 99 組のうち、大洋漁業 28 組、日東漁業 11 組に次ぎ、日魯漁業下関支社 6 組を凌ぐ地位にあった。『片江郷土史』には、「片江船

【表 8】

企業名	組数	企業名	組数
片江海洋漁業（株）	7	玉島漁業（株）	1
大山漁業団	3	出雲水産（株）	1
振洋漁業（株）	1	昭生水産（有）	1
森脇漁業生産組合	2		

註：二艘曳きなので組数の倍数が隻数になる。

江）に掲載されているが、そこでも 5 隻は「出雲船団」所属とされている。

³⁷ 豊田範『韓国抑留船員差入れに関する報告書』（日韓漁業対策本部 1954 年 5 月 東京）中の「韓国関係拿捕未帰還船員数及び同船名表」。『日韓漁業対策運動史』では 39 隻であるが（447～448 頁）、この表では 41 隻である。「観音丸」が二回掲載されている『日韓漁業対策運動史』の記述が誤りであり、また「韓国関係拿捕未帰還船員数及び同船名表」にある 10 月 6 日に拿捕された 3 隻の以西底曳漁船の記録が『日韓漁業対策運動史』にはないためである。

³⁸ 島根県出身者 35 人の内訳は、八束郡 20 人（片江村 8、千酌村 6、御津村 2、野波村 1、本庄村 3）、隠岐 7 人（知夫村 4、黒木村 2、東郷村 1）、美濃郡種村 1 人、那賀郡 3 人（江津町 1、岡見村 1、江東村 1）、益田市 3 人、大社町 1 人であった 35 人のうち島根半島出身者（片江村・千酌村・御津村・野波村・本庄村・大社町）が三分の二近くを占める。

団」と呼ばれた片江海洋漁業について「下関の業界のトップクラス」、振洋漁業について「社長井川克己は山口県会議員として、特に水産業界を代表して活躍している」と誇らしげに記されている（144頁）。（井川克己はこの後下関市長となった（任1967～1979年））

片江村の機船底曳網漁業者が下関を根拠地とするようになったのは1921年頃で、太平洋戦争直前には64隻の漁船を擁した。うち鮮魚問屋の名義になっていた24隻が後の振洋漁業の、個人所有になっていた40隻が後の片江海洋漁業の源流になったという³⁹。戦時の徴用で壊滅的な打撃を受けたが、戦後復興し、1950年に振洋漁業株式会社が創設され、1954年には片江海洋漁業が株式会社に改組された⁴⁰。片江海洋漁業の活動について、『片江郷土史』に次のような記述がある（144～145頁）。

東シナ海と黄海を漁場とし、漁獲物はグチ・ハモ（共に煉製品材料）鯛類（惣菜用）及び大正エビ（山東半島近海）などがある。一年間（九月～七月）に十三、四回出漁し、一回に二十日乃至二十五日間操業する。漁獲物の八割迄は現地下関において販売し、残る二割は主に鯛などの高級品が占めていて、その大部分は京阪神地方に出荷している。この状況は下関にある各社に共通している

休漁期が8月だけだったことは山口加二治氏の記憶と一致する⁴¹。そして、片江海洋漁業の乗組員のうち「七割が片江を中心とする県人であり三割を現地で雇用している」と『片江郷土史』にあるように、島根県出身者には機船底曳網漁業を通じた人的つながりがあった⁴²。被拿捕漁船員の帰還を伝える1953年11月27日付『夕刊みなと』によれば、第2東亜丸とその僚船第3東亜丸の両船には山口松治氏をはじめ知夫村出身者4人が二人ずつ乗船し、船長は片江村出身者であった。

山口松治氏と同様に以西底曳漁船に乗船して1953年のほぼ同時期に拿捕され、木浦で抑留されている間、偶然にも同じように船番をしていた島根県出身者がいる。(1)の高木芳久氏である⁴³。高木氏は島根県大社町日御碕（当時）出身で、長崎県五島に戦前移住した叔父の下で働いていたが、佐世保から出漁して1953年10月4日に拿捕された。帰還後は五島を離れ浜田の機船底曳網漁船で仕事をした。ここでも機船底曳網漁業を通じた島根県

³⁹片江海洋漁業株式会社編・発行『沿革史』（1968年12月刊行場所不明）26頁。古島敏夫・二野瓶徳夫『明治大正年代における漁業技術発展に関する研究（Ⅲ）—以西底曳網漁業技術の展開過程—』（水産研究会1960年3月東京）では、片江出身者による以西底曳網漁業が共同経営方式であったことがより大きな企業として発展しなかったことにつながったと論じられている（54～60頁）。

⁴⁰『片江郷土史』144～147頁。

⁴¹片江の以西底曳漁船乗組員について、「以西底びき漁業の操業は、9月から翌年の7月までで、乗組員が片江で過すのは、8月だけである。乗組員の妻は、戦前においては、1ヵ月だけしか夫と生活することはできなかった。戦後は、民主主義の影響もあって、妻がかわいそうだということで、1回の操業は、20～25日であるから、毎回というわけではないが、つぎの操業の間の休日に、妻が下関に通うようになった。」という説明がある（小林三衛「以西底びき網漁業の母村—島根県美保関町片江の場合—」（『茨城大学政学会雑誌』43 1980年7月水戸）46頁）。

⁴²2015年3月15日に取材した下関市在住の有吉昌子氏（1926年生。大洋漁業株式会社代表取締役を務めた有吉京吉氏の三女）は、「島根県の人は一人が下関に来ると郷里の人もその人を頼ってやって来ていた」と語った。

⁴³高木氏には2014年4月2日および2015年2月21日に出雲市で聞き取りを行った。2015年2月20日付『山陰中央新報』に「李ラインで不当拿捕 韓国が一ヵ月半拘束」というインタビュー記事が掲載されている。高木氏は抑留中に「脚気にかかった」と回想した。

出身者の人的つながりを見ることができる。

前述した拿捕の記録を残している6人のうち、(3)小川岩夫氏・(4)橋野敬之助氏・(5)石田儀一郎氏は以東底曳網漁業（以下、現在の呼称である「沖合底曳網漁業」あるいは「沖合底曳」と表記する）に、(1)高木芳久氏・(2)伊達彪氏・(6)沖元正幸氏は以西底曳網漁業に従事して拿捕された。伊達氏は大和漁業団、沖元氏は日魯漁業下関支社と島根県出身者の経営ではない漁業会社に勤めていた。伊達氏の乗船した第5玉力丸は乗組員11人のうち5人が、沖元氏の乗船した第3日進丸は13人のうち4人が島根県出身者であった⁴⁴。このように、島根県出身の漁業者は機船底曳網漁業の発展とともに、沖合底曳としては「中間漁区」に、以西底曳としては東シナ海・黄海に活動の場を広げた。そして、その中には韓国による拿捕という不運に遭遇した乗組員もいたのであった。

【表9】

氏名	帰還後の状況
T・Y	帰還後失業。郷里島根県で働いていたが現在病気療養中。生活不良。
K・K	帰還後病気。現在揚繰船乗組。生活不良。
F・Y	帰還後病気3ヶ月静養。現在一本釣。生活稍可。
H・T	帰還後失業3ヶ月。現在鮮魚運搬船乗組。生活可。
T・T	帰還後失業3ヶ月。現在揚繰船乗組。生活稍可。
Y・S	帰還後失業2ヶ月。現在日雇人夫。生活不良。
M・M	帰還後死亡。
N・J	帰還後病気4ヶ月。現在農作。生活稍可。
K・I	帰還後病気5ヶ月。現在農作。生活最も不良。
Y・S	帰還後病気療養。現在一本釣。生活稍可。
S・S	帰還後病気2ヶ月。其後漁業現在病気療養中。生活稍可。
N・S	帰還後病気2ヶ月。現在底曳船乗組。生活不良。
S・H	帰還後静養。現在日雇人夫。生活不良。
N・Y	帰還後病気。現在鮮魚運搬船乗組。生活稍可。
S・S	帰還後静養。現在農作。生活不良。
K・T	帰還後病気3ヶ月。現在日雇人夫。生活不良。
Y・H	帰還後失業。現在日雇人夫。生活不良。
K・H	帰還後失業。現在揚繰船乗組。生活稍可。

高木芳久氏が乗船した第1・第2新和丸の計18人の乗組員の状態を帰還2年後の1955年に佐世保市が調査した結果が【表9】である。「収容中の待遇は不良。帰還後半数は健康を害し病気療養せり」と説明にあるように、帰還後2年を経ても抑留中の貧しい食事や劣悪な環境の後遺症は癒えていない。6人が「失業」とあるのは、高木氏の叔父の会社が、2隻の船を韓国に没収されたために倒産したからであった。2隻は中古船とはいえ、1隻

⁴⁴1959年9月5日付『夕刊 みなと』。

の価格は750万円と高価で、まだ2ヶ月しか稼働していなかった。「叔父には相当の借金が残り、それで仕事からも引退した」と高木氏は語った。

2005年3月16日、2月22日を「竹島の日」と定める条例を島根県議会は制定した。同年3月8日の県議会で、細田重雄議員は提案者を代表して次のように提案理由を説明した。

昭和27年の李承晩大韓民国大統領が一方的に行った海洋主権宣言、いわゆる李承晩ラインにより竹島周辺から本県の漁船が締め出されたばかりか、これ以後約4,000人が抑留され、300艘以上が拿捕され40人以上が死傷していると承知をいたしております。

ここには竹島問題と漁業問題の混同が見られる。李承晩ラインを理由とした日本漁船の大量拿捕が行われたのは対馬から済州島にかけての海域であって竹島周辺水域ではない。しかし、島根県出身の漁業者は県の内外を問わず拿捕の危険性の中で操業し、拿捕や抑留そして会社倒産といった困難を経験してきた。

単純比較はできないものの、「李ラインによる損害は（略—藤井—）抑留121人、捕獲船11隻、被害約10億円」という島根県の被害（1965年11月6日付『島根新聞』⁴⁵は、日韓漁業協議会作成の『韓国に漁船を拿捕されたことにより受けた損害額 昭和36年3月』から算出した6868万4千円という鳥取県のそれよりもはるかに大きい。島根県には長期にわたって韓国と向かい合ってきたという点で「苦い記憶」が継承されているのである。

⑥新日韓漁業協定の問題点

細田議員の「竹島の日」条例提案理由説明はさらに次のように続く。

新日韓漁業協定において竹島の帰属が確定しないことにより、山陰沖を中心に設けざるを得なくなった広大な暫定水域は、事実上韓国漁船が独占する海域となり、本県を初め我が国の漁船はほとんど立ち入ることが不可能である状況を見ると、その損害ははかり知れないものがあります。

1998年11月28日に調印されて1999年1月22日に発効した新日韓漁業協定に対する日本の漁業者の不満は強い。[図D]の暫定水域は本来なら日韓両国の漁船が操業できる水域であるが、現実には竹島に日本漁船は近づくことはできない。ズワイガニ漁では休漁期のほとんどない韓国漁船の漁具（底刺し網や籠）が始終置かれ、好漁場での日本の沖合底曳漁船の操業が難しい。ベニズワイガニかご漁は日韓が同じ漁法のため合意形成されつつある⁴⁶が、ズワイガニ漁では2007年9月の日韓民間漁業者団体間協議で隠岐北方の漁場の交代利用に合意した⁴⁷ものの、重要な「浜田三角」では協議の進展が見られない。それどこ

⁴⁵拿捕の被害以外に、浜田から出漁した沖合底曳網漁船が操業中に「韓国警備艇の追跡を受け、切り離した漁網を韓国側に没収」されるという「海賊同様の行為」の被害もあった（1964年5月17日付『島根新聞』）。なお、1962年5月13日に拿捕されて船体を没収された、浜田を基地とした第2東洋丸の所属会社も廃業に追い込まれた（前掲註(13)『沖合底びき網漁業の現況』47頁）。

⁴⁶濱田武士『日本漁業の真実』（筑摩書房 2014年3月 東京）128頁。

⁴⁷全国漁業協同組合連合会編・発行『200海里運動史』（2013年3月 東京）104頁。

ろか、日本側排他的経済水域への韓国漁船侵入阻止に日本の取締船は汲々とし、「浜田三角」西側の日本の排他的経済水域では、韓国漁船が監視の目を盗んで違法に設置した漁具によって日本の沖合底曳漁船が操業できない場所もある（2014年5月15日に行った鳥取県の田後漁協での聞き取り）というのが、日本海の現実である。

【表 10】 漁業センサスによる鳥取県（一そうびき）と島根県（二そうびき）の比較

年	主とする漁業種類別動力漁船隻数		主として従事した漁業就業者数	
	鳥取県	島根県	鳥取県	島根県
昭. 43 (1968)	60	94	600	899
昭. 48 (1973)	55	81	757	746
昭. 53 (1978)	58	83	686	730
昭. 58 (1983)	54	80	698	737
昭. 63 (1988)	53	71	603	449
平. 5 (1993)	45	40	434	287
平. 10 (1998)	39	28	395	226
平. 15 (2003)	30	24	331	187
平. 20 (2008)	28	16		
平. 25 (2013)	26	14		

（漁業就業者とは満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。2008・2013年漁業センサスにはこの調査項目はない。）

【表 11】 沖合底びき網漁業許可船のトシ数別隻数（2015年1月1日現在）

トシ数	～30	～40	～50	～60	～70	～80	～90	～100	100～	平均(隻数)
兵庫県	3	2	11	1	2	1	12	15	2	72.02(49)
鳥取県	0	0	0	0	0	0	8	11	5	93.33(28)
島根県	2	0	0	0	0	12	0	2	0	70.06(16)
山口県	4	0	0	0	2	10	0	0	0	58.88(16)

暫定水域に関連する沖合底曳網漁業に関しては、島根県よりも鳥取県の方が問題は深刻である。そもそも、島根県の沖合底曳の量的縮小は著しい。[グラフ1] でわかるように、島根県の沖合底曳（二そうびき）の漁獲量は1960年代後半から1970年代前半が最大で年間で3万トシを越えたが、現在は5千トシ前後にまで減少している。[図E] は1990年代前半の島根県（浜田）の沖合底曳漁船の漁場を示したものであるが、現在の操業区域はこれよりも狭く、「中間漁区」で操業する漁船はほとんどない⁴⁸、また、暫定水域の中で操業す

⁴⁸前掲註(6)『沖底（二そうびき）の経営構造—日本型底びき網漁法の変遷—』では、浜田の沖合底曳の漁場は、1960年代までは「中間漁区」が主、1988年までは対馬以東が主、そしてそれ以降は浜田沖が主とされている（137頁）。沖合底曳の漁場の縮小の要因の一つとして1978年以降活発化した韓国漁船の日本近海での濫獲があることは見逃すことはできない。「山陰沖では日本の沖合底びき網が資源保護のために6～8月を禁漁期にしているにもかかわらず、韓国漁船には、我が国と同様な漁船トシ数、馬力、禁止区域などの制限にも全く拘束されずに公海の我が国12海里沖でも操業する状態になっている。」さらに、韓国アナゴ籠漁船が「山陰沖では1隻が20～30kmの長さに籠3,000余個を敷設する状況になってきたと言われている。」この「漁具に損傷を与えた場合は、法外な賠償

る漁船もない（2015年2月23日に島根県水産技術センター（浜田）での聞き取り）。

一方、鳥取県の沖合底曳（一そうびき）の漁獲量は最盛期の半分程度にまで減少しているもの回復基調にあり、最近十年は島根県を逆転している。【表 10】に示した漁船数や漁業就業者数も同様の傾向を示しており、鳥取県の沖合底曳の勢力減少は島根県ほどではない。ズワイガニ・ハタハタ・アカガレイなど鳥取県を代表する漁種を漁獲する沖合底曳は鳥取県の観光業の基盤でもある⁴⁹。

これまでも述べてきたように、島根県（浜田）や山口県の漁船は「二艘曳き」漁法で水深の浅い場所（200m以浅）を漁場とするのに対して、兵庫県や鳥取県の漁船は「一艘曳き」漁法でもっと深い所にいる漁種（特にズワイガニ）を漁獲する。水産庁が公表した沖合底曳の許可数を示した【表 11】でわかるように、兵庫・鳥取両県は島根・山口両県よりも大型漁船が多い⁵⁰。この結果、兵庫・鳥取両県の沖合底曳の漁場は暫定水域に食い込んでいく。隠岐北方の漁場の交代利用の合意は主として兵庫県漁船の操業を保証するものであった。また〔図 F〕で明らかのように、鳥取県の沖合底曳は「浜田三角」をはじめとする暫定水域内の好漁場およびその西方の日本の排他的経済水域を重要な漁場とし、韓国漁船の操業に苦しんでいる。島根県よりも鳥取県の方が問題は深刻なのである。

⑦鳥取県と竹島問題

よって、2005年に島根県議会が「竹島の日」条例を制定した時に、鳥取県は同調する動きを示した。同年3月23日に鳥取県議会は「竹島問題の解決と日韓暫定水域における漁業秩序の確立を求める意見書」を全会一致で採択した⁵¹。そして「鳥取県の片山善博知事は25日の定例記者会見で、（略一藤井一）『暫定水域で日本の漁民が締め出しをくっている。外交ルートで話し合うように言っているが、らちが明かない。（意見書提出は）当然のこと』と、外交で解決すべき問題との認識をあらためて示した。」「竹島問題では『韓国の領土というのは歴史的な事実関係を整理すると根拠がない。』とした上で、『両国の主張の根拠がどこにあるかを示して、スタートラインに立つべき』と指摘した。』（2005年3月26日付『日

を要求されるため、日本の沖合底びき網漁船はこれを避けて操業せざるを得ず、このため漁場は大幅に縮小した」のであった（大日本水産会編発行『平成元年度中小漁業経営調査報告書 島根県浜田地域における沖合底曳網漁業経営』1990年2月 東京）18頁。

⁴⁹2012年の鳥取県の漁業生産額147.91億円のうちズワイガニは12.6%を占めて魚種別で一位であった（中国四国農政局統計部編・発行『鳥取農林水産局統計（平成24～25年）』（2014年8月 岡山）。なお、「海面漁業生産統計調査」（農林水産省）によれば、2013年の沖合底曳網漁業の漁獲量は、兵庫県は総漁獲量57,340トﾝ中9,646トﾝで各種漁業中2位、鳥取県は総漁獲量56,426トﾝ中6,082トﾝで各種漁業中1位、島根県は総漁獲量139,643トﾝ中4,952トﾝで各種漁業中3位、山口県は総漁獲量28,980トﾝ中5,429トﾝで各種漁業中1位であった。

⁵⁰鳥取県の沖合底曳漁船の大型化については、「昭和初期から韓国東海岸、或は沿海州まで出漁していたが、李ラインの設定によって山陰近海へと後退し、本県沖合隠岐島周辺を主漁場として操業するようになったが、漁場が狭隘のため、限られた近海での操業は統数過剰となり、これが原因となって底びき資源が著しく減少して、漁場の拡大を余儀なくし、遂に深海で操業するようになり、これがため、必然的に船型の大型化、機動力の拡大が要求されるに至った」（鳥取県編発行『鳥取県水産業の現状と問題点 昭和35年10月』発行年・場所不明 5頁）という説明があるが、現状との関係は不明である。

⁵¹2000年12月7日には、「鳥取県中央漁協所属の第2永福丸が韓国底刺し網を避けながらの操業中、海中から網の塊がからまって引き上げ、それを見ていた韓国監視船から、乗船を促され、著時間、船長を乗せたまま航行、一方的に多額の賠償金額を記載した確認書にサインさせられた事件」が起きていた（伊藤美都夫『沖に漁火-漁師に学ぶ-』（私家本 2003年9月 発行場所不明）56頁）。

本海新聞』)

翌 2006 年 1 月 4 日付『日本海新聞』の「新春対談」でも片山知事は、「島根県がつくられた竹島問題研究会に鳥取県からも職員を派遣して資料提供などを行っています。これも、国益や漁業という地域の課題を前提にした両県の連携といえます」と島根県との連携に前向きな姿勢を強調した。同年 9 月 28 日には「竹島及び周辺海域等問題解決促進鳥取県議会議員連盟」が結成され（2006 年 9 月 29 日付『日本海新聞』）、同年 10 月 17 日には「竹島領土権確立島根県議会議員連盟」と意見交換会を開催した。この会合では竹島「の領土権確立と周辺海域での日本の漁業者の安全操業確立を目指すため、両県議会が連携を深めて国などへの働きかけを強めることで一致した」（2006 年 10 月 18 日付『日本海新聞』）。同年 11 月 15 日に開催された鳥取・島根両県知事会議では、澄田信義島根県知事が竹島問題への取組みへの協力を要請したのに対して、片山鳥取県知事は「これからもぜひ島根県と足並みをそろえて竹島問題の解決に、鳥取県としても微力を尽くしたいと思うし、領土問題とは別に漁業問題が、当面の両県の大きな課題でもあるので、漁業問題の解決にも一緒に努力しながらやっていきたい」と応じた⁵²。

しかし、2006 年 12 月 15 日に鳥取県議会が「県条例で『竹島の日』制定を求める陳情を研究留保（継続審査）とした」（2006 年 12 月 16 日付『日本海新聞』⁵³）のをはじめとして、鳥取県は竹島問題や漁業問題解決のために島根県と提携する姿勢を転換させていった。2007 年 11 月 30 日、鳥取県は「竹島問題をきっかけに 2005 年 3 月以来中断していた」韓国江原道との交流事業が再開されることを発表した⁵⁴（2007 年 12 月 1 日付『日本海新聞』）。この一カ月前に行われて交流再開を打ち出した平井伸治鳥取県知事と金振虬江原道知事の会談について、「在日本大韓民国民団県地方本部の薛幸夫団長は『地域間交流では領土問題に言及しないということを確認し、交流再開の下地ができた』」と評価した（2007 年 10 月 31 日付『日本海新聞』⁵⁵。「片山県政時代からの『負の遺産』が清算に向けて動いたことは素直に喜びたい」という声も掲載された（同前「記者の手帳」）。2 月 22 日に島根県が主催して開催する「竹島の日」記念式典に、2008 年の第 3 回以降鳥取県の来賓は出席していない。

鳥取県公式ホームページ中の「県民の声」に「島根県の隣の県として鳥取県の姿勢、考えを教えてください」という質問に対する 2013 年 3 月 11 日付回答がある。「本県は、竹島が歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であるという日本政府の立場と見解を同じくし

⁵²平成 18 年度「鳥取・島根両県知事会議議事録」。

⁵³同日付同紙には「鳥取県の「竹島の日」制定の陳情の採択をめぐって、韓国からの抗議メールが 15 日午前 8 時 23 分から 37 分までのわずか 14 分間に県広報課などに 1184 通寄せられた」とある。

⁵⁴1994 年 11 月 7 日に鳥取県は韓国江原道と友好提携を結んで以来交流事業を行ってきた。1989 年 10 月 6 日に島根県も慶尚北道と友好提携を結んでいたが、「竹島の日」条例制定以後、交流事業は行われていない。なお、1967 年の島根県日韓親善協会発足以降の島根県の交流事業を整理した立脇祐十『島根県日韓親善の二十年』（島根県日韓親善協会連合会 1989 年 7 月 松江）や同『島根県日韓親善の三十年』（島根県日韓親善協会連合会 1998 年 7 月 松江）には竹島問題の記述はいっさいない。

⁵⁵在日本大韓民国民団鳥取県地方本部は同年 2 月 24 日に「竹島の日」に合わせて池内敏名古屋大学教授を講師に講座「竹島考—近世日本の西北境界—」を開催した。池内氏は「江戸時代の日本と朝鮮はいずれも、竹島を領有の認識対象から外していた史実を強調。領有権を問う来場者の質問に対し、『日本側も韓国側も主張に根拠がない。そのことを認識し、お互いにもっと譲歩できないのか』と述べた」（2007 年 2 月 25 日付『日本海新聞』）。

ています。」ただし「領土問題は外交を所管する国が責任を持って、国家間において平和的に解決すべき問題であると考えています。このため、島根県が独自に竹島に関する調査研究を行われたり、『竹島の日』を定められ、記念行事を実施されたりしていることは承知していますが、特段、連携を取ることはしていません。」という鳥取県の方針が示されている(<http://db.pref.tottori.jp/KenminH24HP.nsf/KenminPageM1?OpenPage&Start=1.29&Count=30&Expand=1>)。

2012年10月5日の鳥取県議会9月定例会では、「鳥取県は、竹島問題は当事者であるにもかかわらず、米子～ソウル便や韓国との交流を維持したいためかはわかりませんが、竹島の教育を避けていると申しますか、島根県ほど熱心に教えておりません。私は、鳥取県でも島根県と同様に竹島についての教育をすべきだと考えますが、教育長の御見解を伺います。また、竹島問題や拉致問題等でも隣県の島根県ともっと手を結んで協力して対処していくべきと考えますが、この点でも知事の御認識を求めます。」という質問があった⁵⁶。

これに対して平井知事は、「友好関係を見直すべきではないかとか、あるいは経済的な関係を断つべきではないかと、こういうようなお話があるわけでありますが、私は今の時代の流れにむしろ逆行しているのではないかと思います。今さら日本が鎖国をしてどうするという感じがいたします。むしろ、これから謙虚に、経済的にも世界の第3位という地位になりました。アジア地域の中でどうやって生きていくのか、非常に難しい外交情勢ではございますけれども、それと両立をさせながら経済的、文化的なつながりというのをつくっていくこともまた現場の務めではないかというふうに考えております。」と答弁した。

2014年2月25日付『朝鮮日報』（ソウル）に「島根県に隣接する鳥取県もまた、独島を狙っているかのような姿勢を見せてきた。2005年、隣県につられるかのように『竹島は日本の領土』と主張したが、姉妹提携している江原道との交流や、アジアナ航空の（米子空港への）運航が中止に追い込まれる危機に直面したことで、2年後に軌道修正した。」という記事が掲載された（「在日社会は自立して韓国人学校を増やすべし」韓国語）。平井鳥取県知事は外交問題（竹島問題も含むと思われる）への取組みと「友好関係」の発展を両立させると述べた。しかし、韓国の働きかけにより鳥取県は竹島問題の取組みよりも韓国との「経済的、文化的なつながり」を維持することを選んだと、この記事を書いた韓国人記者は見ている。

おわりに

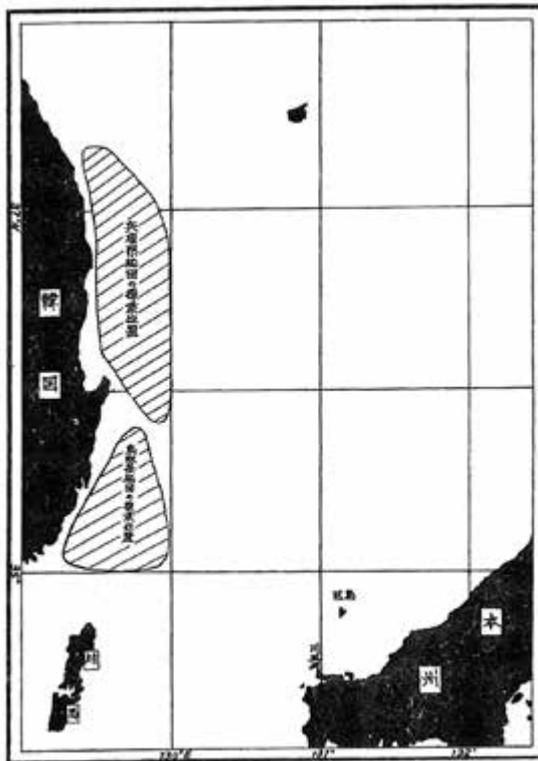
沖合底曳網漁業に関して、島根県（浜田）と鳥取県では漁法・漁場・漁種に差異があり、その差異が韓国との関係の違いに反映した。「李承晩ライン侵犯」を理由とした韓国の日本漁船拿捕の被害にあったのは両県ともほぼすべてが沖合底曳網漁船であったが、島根県漁船の拿捕被害は鳥取県のそれよりも大きい。そして、下関をはじめとして県外に移住して漁業に従事し、拿捕の被害にあった島根県出身の漁業者がいた。県の内外を問わず、韓国に苦しめられた「苦い記憶」は2005年の島根県の「竹島の日」条例制定にも影響した。

「竹島の日」条例制定およびそれ以降の動きでわかるように、島根県は竹島問題解決を

⁵⁶谷村悠介議員の質問。「鳥取県は、竹島問題は当事者である」という発言は、17世紀の米子の大谷・村川両家の活動や1970年代の竹島近海での鳥取のイカ釣漁船の活動、そして暫定水域の問題を指すと思われる。

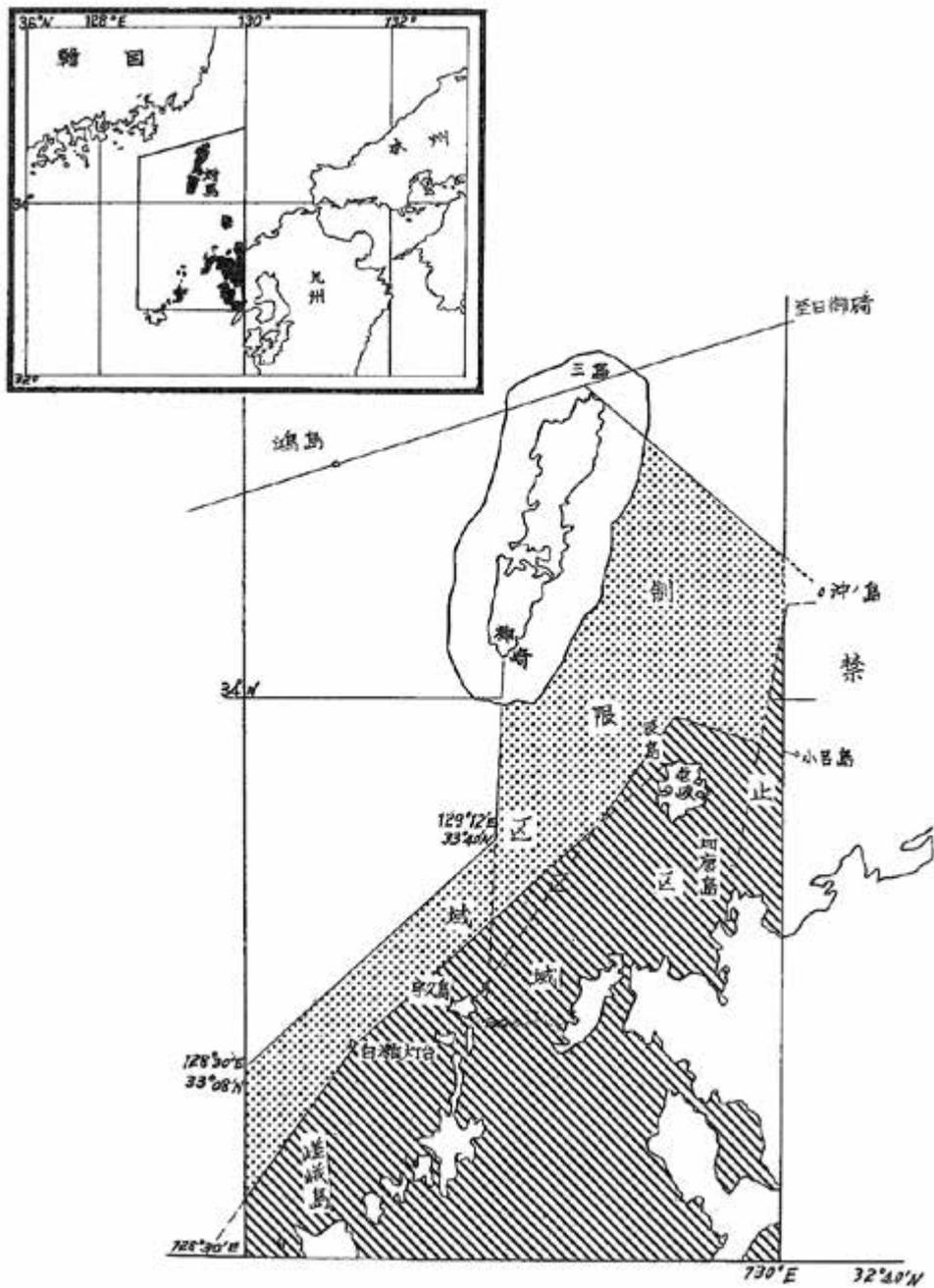
当事者として訴えてきた。一方、「竹島の日」条例制定の背景となった新日韓漁業協定における漁業問題、とりわけ沖合底曳網漁業では鳥取県の方が問題は深刻という「ねじれ」がある。にもかかわらず、鳥取県は「竹島の日」条例制定後に示した竹島問題や漁業問題の解決のために島根県と連携する動きを転換させて今に至っている。このようなもう一つの「ねじれ」が観察されるのである。

[図 A] 兵庫県・鳥取県の機船底曳網漁船団が出漁した韓国東岸漁場



(水産庁日本海区水産研究所等編発行『日本海西南海域の底魚漁業とその資源 昭和 35 年 2 月』)

[図 B] 「中間漁区」の範囲とその操業許可区域

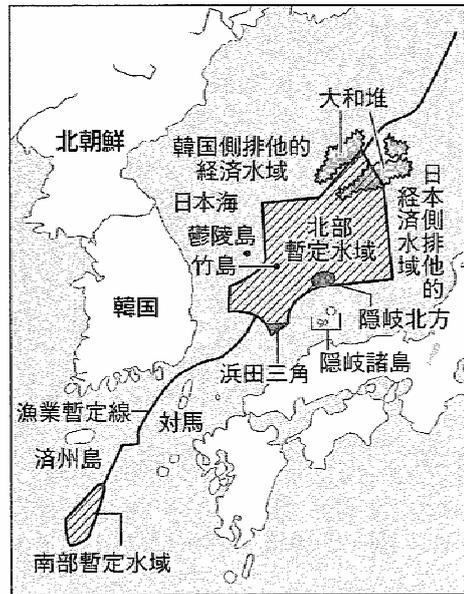


(水産庁日本海区水産研究所等編発行『日本海西南海域の底魚漁業とその資源 昭和35年2月』)

[図 C] 韓国被拿捕襲撃図

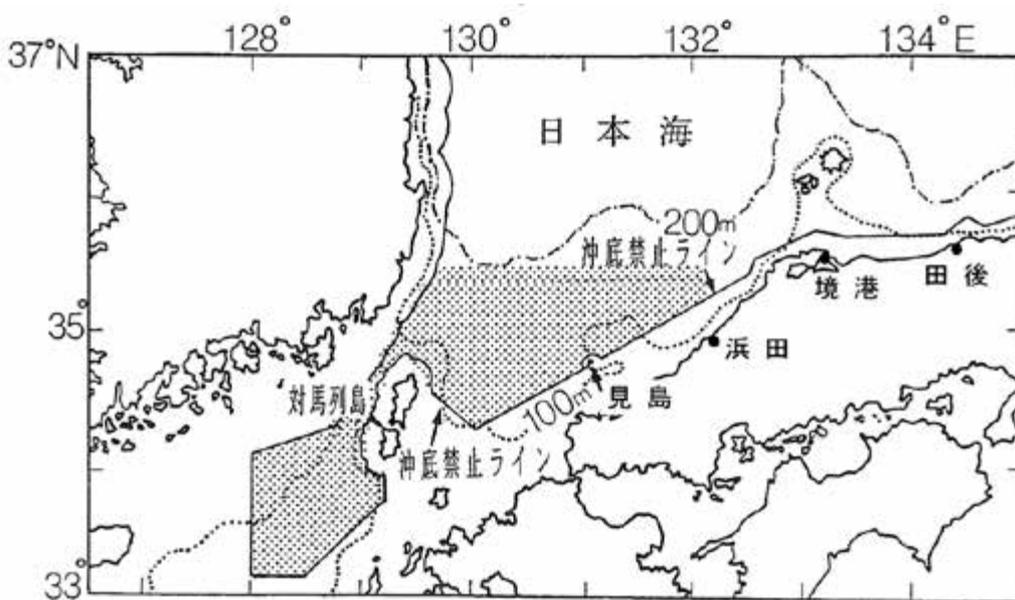


[図D] 新日韓漁業協定関係図



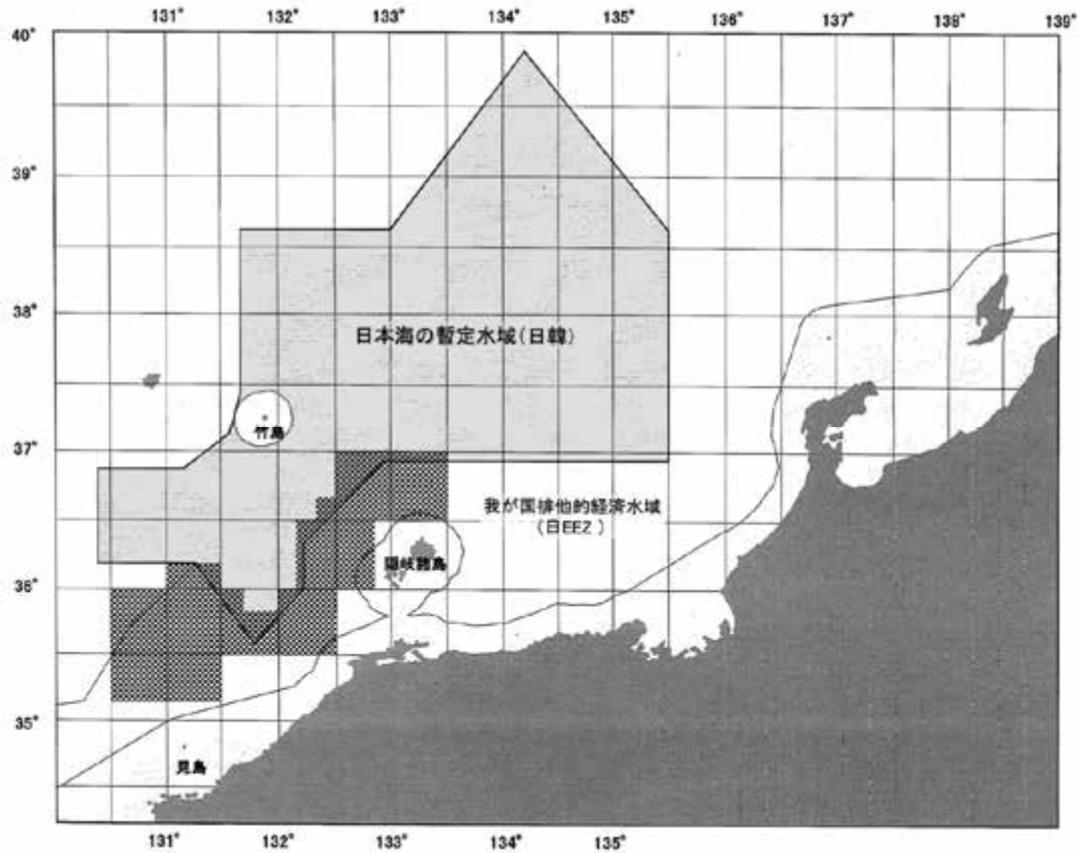
(水産庁福岡漁業調整事務所編発行『以西トロール・機船底曳網漁業現況資料 昭和 29 年末現在』)
1947～54 年の被拿捕日本漁船数はこの図より多い。
この図に表示されているのは拿捕位置が明確なもののみと考えられる。

[図E] 日本海西南海域における 2 そうびき沖合底びき網漁業の漁場 (打点域は主漁場)



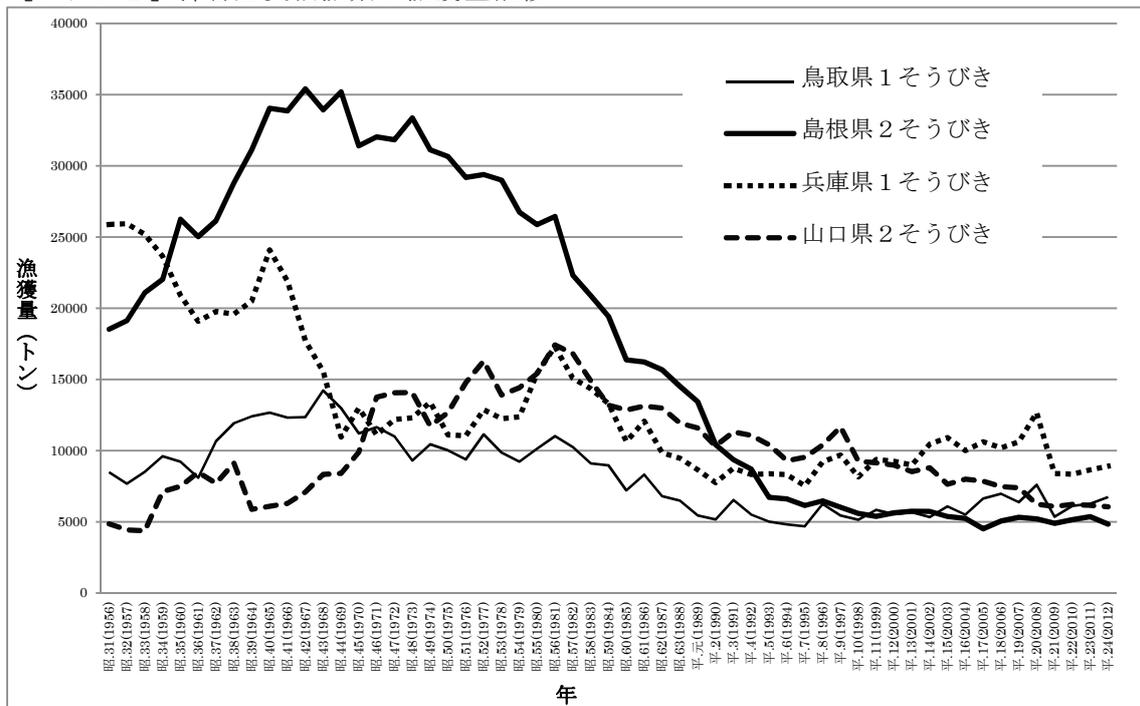
(石川県水産総合センター等編発行『平成 3～5 年度 水産業関係地域重要新技術開発促進事業 総合報告書』 1994 年)

[図F] 鳥取県沖合底曳網漁船操業区域（網掛け部分）



(暫定水域の図示は水産庁境港漁業調整事務所の提供による)

[グラフ1] 沖合底曳網漁業の漁獲量推移



(総務省統計局「海面漁業種別漁獲量累年統計(都道府県別)」による)